

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年2月24日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

【会社名】 アウンコンサルティング株式会社

【英訳名】 AUN CONSULTING, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 信 太 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区三崎町二丁目9番18号
T D C ビル6 F

【電話番号】 03 - 3239 - 2727(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 野 本 幸 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三崎町二丁目9番18号
T D C ビル6 F

【電話番号】 03 - 3239 - 2727(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 野 本 幸 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成15年 6月 1日 至 平成15年 11月30日	自 平成16年 6月 1日 至 平成16年 11月30日	自 平成17年 6月 1日 至 平成17年 11月30日	自 平成15年 6月 1日 至 平成16年 5月31日	自 平成16年 6月 1日 至 平成17年 5月31日
売上高 (千円)			1,820,223	376,775	1,834,815
経常利益 (千円)			160,766	51,222	177,811
中間(当期)純利益 (千円)			95,392	30,434	101,849
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			338,036	21,000	40,536
発行済株式総数 (株)			17,407	2,560	15,407
純資産額 (千円)			1,035,070	62,756	203,678
総資産額 (千円)			1,606,460	299,891	624,158
1株当たり純資産額 (円)			59,462.89	24,514.40	13,219.83
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)			6,078.79	36,099.38	13,666.09
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)			5,355.82		
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			64.4	20.9	32.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			88,214	14,617	144,211
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			6,446		20,599
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			726,241	91,178	65,404
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)			1,012,914	146,697	204,905
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)			57 〔22〕	26 〔2〕	56 〔22〕

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は関連会社がありませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については、記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 5 当社は平成15年7月31日付で普通株式1株につき4株に、平成17年1月6日付で普通株式1株につき5株に株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当社はインターネット上の検索エンジンにおける検索結果を上位表示することにより企業のホームページが集客につながるよう支援し、検索エンジン経由によるホームページへのアクセスコンバージョン（問い合わせや申し込みなど、成果につながるユーザーからのアクション）を最大化する「検索エンジンマーケティング（SEM）」に関するコンサルティングサービスを行っております。その事業内容につきましては、以下のとおりであります。

<SEM事業>

(1)SEO

SEOは「Search Engine Optimization」の省略形で、「検索エンジン最適化」と訳され、ユーザーが検索エンジン（Yahoo!JAPANやGoogleなど）の検索欄にキーワードを入力し、検索を行う際に、自社のホームページの構造やページの記述をグーグル（Google）に代表されるクローラー（ロボット）型検索エンジン（注）1の認識しやすい形に調整することにより、その検索結果において自社のホームページのURLを上位に表示させる手法のことです。

クローラー型検索エンジンはプログラムによりホームページの中の1ページを自動的に収集し、「アルゴリズム」とよばれる独自の判定基準により表示順位を判定しております。このアルゴリズムを構成する要素は、キーワードの出現位置や回数、リンクの形式（注）2など多岐にわたりますが、これらの要素を当社独自に解析し、検索エンジンの認識しやすいページ形式へ変更することにより、検索結果の上位に表示させることが可能となります。

当社ではこの「アルゴリズム」の解析結果によるコンサルティングサービスをクライアントへ提供することにより、クライアントのホームページが検索結果の上位に表示されるよう支援を行っております。

(注)1 検索エンジンのうち、クローラー（もしくはロボット）と呼ばれるプログラムにより、自動でホームページを収集するタイプのものを指します。収集したホームページの情報は、キーワードごとのデータベース（インデックス）に格納されて検索の対象となります。人の手でページを分類・整理するディレクトリ型検索に比べて多くのページを検索でき、情報の鮮度も比較的高いという特長があります。ロボット型検索エンジンの中でもっとも著名なものとして、Googleが挙げられます。2005年11月の時点でGoogleはウェブ検索の対象として80億以上のページを取得しており、さらにテキスト情報だけではなく画像や動画・音声ファイルなども収集の対象としております。gooやExcite、infoseekなどの大手ポータルサイトもウェブ検索の結果はGoogleから提供を受けております。

(注)2 リンクとはあるページから他のページを参照するものであるが、参照する際の文言やリンク先のURLが検索結果の上位表示には重要な要素であります。

(2)P4P

広告販売代理

P4Pは「Pay for Performance」の省略形で、「検索連動型広告」や「リスティング広告」と訳されることが多く、入札制（注）1によって、そのキーワードでの検索結果の上位に表示されるインターネット広告を指しております。国内では平成14年後半にサービスが本格的にスタートし、現在、オーバチュア株式会社（以下オーバチュア社）の「スポンサードサーチ広告」及びグーグル株式会社（以下グーグル社）の「アドワーズ広告」がP4P市場のシェアのほとんどを占めている状況となっております。「スポンサードサーチ広告」、「アドワーズ広告」は、ユーザーがクリックした時だけ料金が発生する「クリック課金システム」を採用しております。当社は、クリック単価×クリック回数×管理料率分（注）2を売上として計上し、売上からの一定料率の代理店手数料分を差し引いた金額を広告仕入（媒体費）としてオーバチュア社またはグーグル社へ支払っております。P4Pは、従来のインターネット広告（バナー広告）に較べて、低コストにて出稿することがクライアントにとっての大きな魅力となっております。

当社は国内において「スポンサードサーチ広告」、「アドワーズ広告」のサービス開始当初からオーバチュア社、グーグル社と正式な代理店契約を結んでおり、広告の販売を行っております。また、オーバ

ーチュア社からは、同社の戦略的パートナーとして「推奨認定代理店」の認定を受けております。

- (注)1 P4Pは入札制（オークション）を採用しており、入札金額の高低等によって広告の掲載順位が確定します。クライアントは広告を出稿するキーワードを選定し、1クリックあたりの上限金額を設定します。同じキーワードに入札している他社との比較により掲載順位が決定され、その該当する順位に広告が表示されます。
- (注)2 管理料率は、オーバーチュア社またはグーグル社にて定められております。

運用コンサルティング

広告をより低コストで出稿するためには、上位表示を目指すキーワードの的確な選定、ユーザーの興味を引く魅力的な広告文章の作成・更新、適切な金額とタイミングでの入札、広告の費用対効果を検証する手法の正確な理解など、P4Pの利用効果を最大化するためには、様々なノウハウが必要であり、また、刻々と変わる入札出稿状況をきめ細かく把握し、それに応じた対策をとるための作業工数も考慮に入れる必要があります。当社はオーバーチュア社の「スポンサードサーチ広告」及びグーグル社の「アドワーズ広告」をクライアントに販売する代理店としての業務だけでなく、通常はクライアントが行う「入札の管理」、「キーワードの選定」、「広告文書作成」等を一括して請け負うP4P運用コンサルティングサービスを提供しており、原則としてクリック単価×クリック回数×管理料率分に一定料率を掛けたコンサルティングフィーをクライアントから受け取っております。

(3) その他

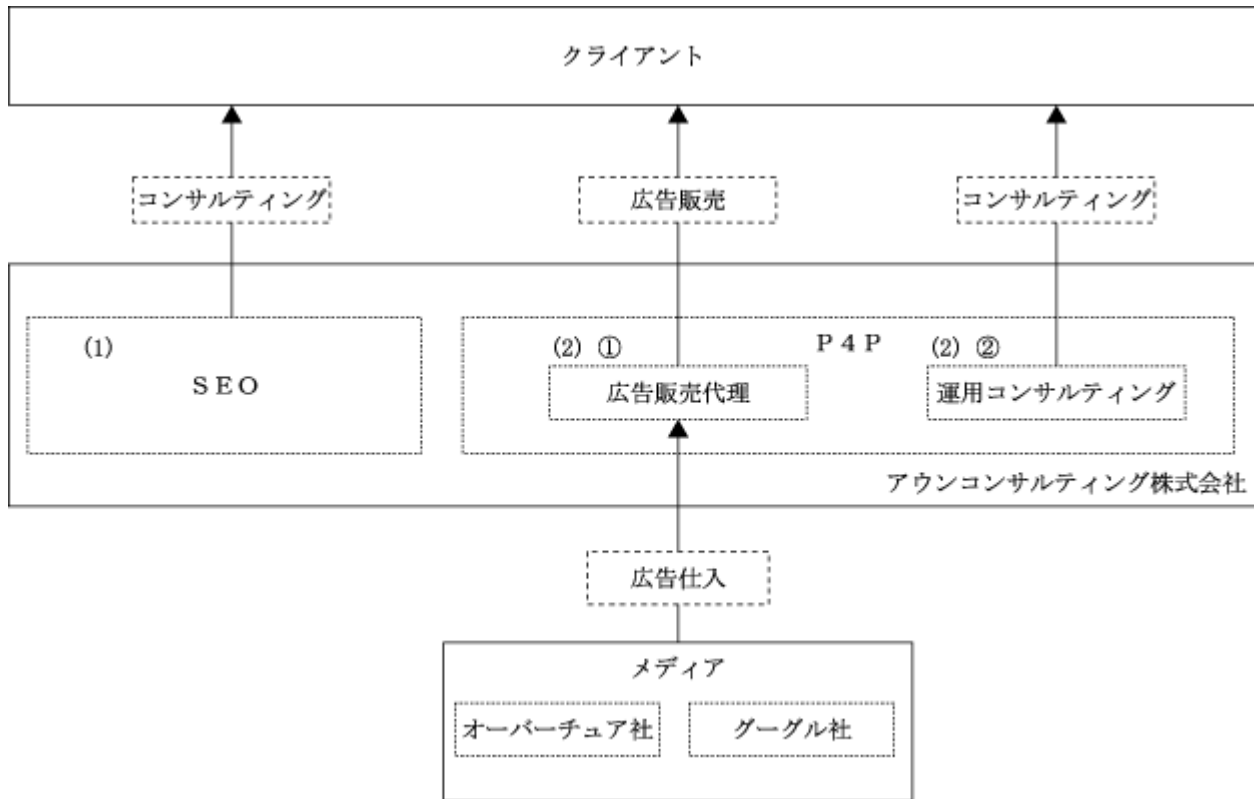
ROI

ROI (Return On Investment) は「投下資本利益率」、「投資対効果」などと訳されます。「投下した資本に対してどれだけの利益が得られたか」を表す表現で、主要な広告効果測定のための指標のひとつとして扱われております。ホームページを運営するにあたり、重要視すべき事項はコンバージョン（問い合わせや申込みなど、直接成果につながる見込み顧客からのアクション）です。当社ではデジタルフォレスト社の販売代理店として「Visionalist Web解析」を提供し、各種集客手法からのアクセスとコンバージョンの計測を実施しております。

WEB

当社ではSEO対策を施したWEB（ホームページ）の制作も請け負っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年11月30日現在

従業員数(名)	57〔22〕
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、平均人員を1日8時間勤務換算で〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

当中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る本半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、原油価格の上昇など景気の先行き不透明な部分が依然として残るものの、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加傾向、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の堅調な推移など、景気が踊り場から脱し、ゆるやかながら景況感が改善されつつあります。

当社を取り巻くインターネットビジネス市場は、2,000万契約を超えたブロードバンドの普及などを背景として順調に拡大しております。また、検索エンジンマーケティング（SEM）の領域においては、10月にYahoo! JAPANがロボット検索優先表示への変更と広告枠の拡大を行った他、検索サービス各社が地図検索やブログ検索といったサービスをリリースするなど検索サービスの領域が拡大し、「検索」という行動がインターネットユーザーにとってより身近なものとして定着いたしました。

このような状況の中、当社はクライアントのマーケティング活動におけるインターネット広告のニーズに応えるべく、検索エンジン最適化（SEO）、検索連動型広告（P4P）の両方を扱う検索エンジンマーケティング（SEM）のコンサルティング企業として、事業を展開してまいりました。当中間会計期間は、インターネット広告市場の急速な拡大に伴うP4Pの認知度の高まりにより、P4Pの売上高が1,697百万円となりました。また、SEOの売上高は84百万円となりました。以上の結果、当中間会計期間の売上高は1,820百万円、営業利益は182百万円、経常利益は160百万円、中間純利益は95百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は88百万円となりました。これは主に売上債権が165百万円増加したものの、税引前中間純利益が160百万円となったこと、仕入債務が133百万円増加したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は6百万円となりました。これは主に、サーバーの購入による有形固定資産取得による支出4百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は726百万円となりました。これはすべて株式の発行によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス	仕入高(千円)
SEO	791
P4P	1,364,835
その他	14,038
合計	1,379,665

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービス	販売高(千円)
SEO	84,545
P4P	1,697,361
その他	38,316
合計	1,820,223

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間 自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日	
	販売高(千円)	割合(%)
エン・ジャパン(株)	378,440	20.8

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

(注) 平成17年12月22日開催の取締役会決議により、平成18年2月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、会社が発行する株式総数は、180,000株増加し、240,000株となっております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年2月24日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	17,407	69,628	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1
計	17,407	69,628		

(注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2 平成18年2月1日付で1株につき4株の割合をもって株式分割をいたしました。これにより、発行済株式総数は52,221株増加し、69,628株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に関する記載は次のとおりであります。

平成16年11月11日臨時株主総会決議（平成16年12月22日取締役会決議）に基づく新株予約権の付与/第1回

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	424(注)1	324(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2120(注)1,6	1620(注)1,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,400(注)2,6	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成18年11月12日 至 平成26年11月11日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:4,400 資本組入額:2,200(注)6	同 左
新株予約権の行使の条件	(注)3,4	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同 左

- (注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議から退職等の理由により権利を喪失した者の当該数を減じております。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- 3 (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権または新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認めないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。

4 新株予約権の消却事由及び条件

(1) 新株予約権者が、当社の取締役、執行役員、従業員もしくは監査役（当社が将来において子会社を設立した場合は、当社子会社の取締役、執行役員、従業員もしくは監査役を含むものとする。）のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で消却することができる。

(2) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて消却することができる。

5 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分を行うことはできない。

6 平成16年12月22日開催の取締役会決議により、平成17年1月6日をもって1株を5株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

7 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は、臨時株主総会決議における新株発行予定数および行使予定払込金額から退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び払込金額を減じております。

平成16年11月11日臨時株主総会決議（平成17年1月27日取締役会決議）に基づく新株予約権の付与/第2回

	中間会計期間末現在 (平成17年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年1月31日)
新株予約権の数(個)	1(注)1	同 左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1	同 左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,400(注)2	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成18年11月12日 至 平成26年11月11日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格：4,400 資本組入額：2,200	同 左
新株予約権の行使の条件	(注)3,4	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同 左

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議から退職等の理由により権利を喪失した者の当該数を減じております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後 払込金額} = \frac{\text{調整前 払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3 (1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権または新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認めないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。

4 新株予約権の消却事由及び条件

(1) 新株予約権者が、当社の取締役、執行役員、従業員もしくは監査役（当社が将来において子会社を設立した場合は、当社子会社の取締役、執行役員、従業員もしくは監査役を含むものとする。）のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で消却することができる。

(2) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合、当社は、当該新株予約権者が有する未行使の新株予約権全部について、いつでもこれを無償にて消却することができる。

5 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分を行うことはできない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年11月8日(注)1	2,000	17,407	297,500	338,036	438,500	469,036

(注)1 有償一般募集（ブックビルディング方式）

発行価格 400,000円 引受価額 368,000円

発行価額 297,500円 資本組入額 148,750円 払込金総額 736,000,000円

2 平成18年2月1日付で1株につき4株の割合をもって株式分割をいたしました。これにより、発行済株式総数は52,221株増加し、69,628株となっております。

(4) 【大株主の状況】

平成17年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
信太 明	東京都文京区本駒込2-20-5	11,800	67.79
續池 均	東京都文京区小日向2-30-6	750	4.31
アウンコンサルティング従業員 持株会	東京都千代田区三崎町2-9-18	456	2.62
渡辺 紀章	東京都板橋区栄町19-17	250	1.44
棚橋 繁行	神奈川県座間市入谷4-2654-13	250	1.44
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	225	1.29
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	225	1.29
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	225	1.29
弥左 貴幸	富山県氷見市窪1377-1	222	1.28
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	187	1.07
計		14,590	83.82

(注) 株式会社東京三菱銀行は、平成18年1月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行に商号変更されております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,407	17,407	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	17,407	-	-
総株主の議決権	-	17,407	-

【自己株式等】

平成17年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	-	-	-	-	-	1,960,000
最低(円)	-	-	-	-	-	1,110,000

(注) 株価は、東京証券取引所市場（マザーズ）におけるものであります。

当社株式は、平成17年11月9日から東京証券取引所市場（マザーズ）に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	役職名	氏名	退任年月日
常務取締役	SEM事業管掌	瀧池 均	平成17年12月2日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当中間会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)に係る本半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

- (1) 【中間連結財務諸表】
該当事項はありません。
- (2) 【その他】
該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年11月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		1,012,914		204,905	
2 売掛金		507,444		341,877	
3 前払費用		20,917		11,645	
4 繰延税金資産		6,948		11,843	
5 その他		9,080		6,578	
6 貸倒引当金		6,446		4,344	
流動資産合計		1,550,859	96.5	572,505	91.7
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		9,367		9,367	
減価償却累計額		1,976	7,390	1,197	8,169
(2) 工具器具備品		13,328		8,586	
減価償却累計額		4,422	8,906	2,960	5,625
有形固定資産合計			16,296		13,795
2 無形固定資産			1.0		2.2
(1) ソフトウェア			3,728		404
(2) ソフトウェア仮勘定			2,887		4,882
無形固定資産合計			6,616		5,287
3 投資その他の資産			0.4		0.9
(1) 破産更生債権			3,951		3,951
(2) 敷金保証金			31,352		31,320
(3) 繰延税金資産			804		804
(4) その他			530		445
(5) 貸倒引当金			3,951		3,951
投資その他の資産合計			32,687		32,570
固定資産合計			55,600		51,652
資産合計			1,606,460		624,158
			100.0		100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年11月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年5月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
1			358,345		224,382	
2			23,049		13,621	
3			28,827		35,585	
4			62,728		72,650	
5			24,758		29,126	
6			71,255		43,539	
7			2,424		1,575	
			571,389	35.6	420,480	67.4
			571,389	35.6	420,480	67.4
(資本の部)						
資本金						
資本剰余金						
1		469,036		30,536		
			469,036	29.2	30,536	4.9
利益剰余金						
1		227,998		132,606		
			227,998	14.2	132,606	21.2
			1,035,070	64.4	203,678	32.6
			1,606,460	100.0	624,158	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)			前事業年度 要約損益計算書 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			1,820,223	100.0		1,834,815	100.0
売上原価			1,485,790	81.6		1,405,255	76.6
売上総利益			334,433	18.4		429,560	23.4
販売費及び一般管理費							
1 役員報酬		27,300			43,800		
2 給与手当		50,123			68,882		
3 法定福利費		9,268			11,196		
4 採用開発費		9,160			29,982		
5 広告宣伝費		7,980			24,448		
6 販売促進費		7,842			1,739		
7 地代家賃		9,837			16,127		
8 減価償却費		1,435			3,020		
9 貸倒引当金繰入額		2,102			8,295		
10 その他		26,590	151,641	8.3	38,918	246,412	13.4
営業利益			182,791	10.0		183,148	10.0
営業外収益							
1 受取利息		1			2		
2 補助金収入		199			588		
3 保険返戻金		-			1,271		
4 その他		343	545	0.0	182	2,043	0.1
営業外費用							
1 支払利息		404			2,685		
2 社債利息		-			882		
3 新株発行費		9,758			212		
4 公開準備費用		12,407			3,333		
5 その他		0	22,570	1.2	267	7,380	0.4
経常利益			160,766	8.8		177,811	9.7
特別損失							
1 本社移転費用	1	-	-	-	2,517	2,517	0.1
税引前中間(当期)純利益			160,766	8.8		175,293	9.6
法人税、住民税 及び事業税		60,478			84,060		
法人税等調整額		4,895	65,373	3.6	10,616	73,444	4.0
中間(当期)純利益			95,392	5.2		101,849	5.6
前期繰越利益			132,606			30,756	
中間(当期)未処分利益			227,998			132,606	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前中間(当期)純利益		160,766	175,293
2 減価償却費		2,616	3,020
3 貸倒引当金の増減額(は減少)		2,102	8,295
4 受取利息・配当金		1	2
5 支払利息・社債利息		404	3,567
6 新株発行費		9,758	212
7 売上債権の増減額(は増加)		165,567	236,839
8 たな卸資産の増減額(は増加)		272	2,345
9 仕入債務の増減額(は減少)		133,963	175,210
10 その他		16,959	50,620
小計		161,273	181,723
11 利息・配当の受取額		1	2
12 利息の支払額		404	3,511
13 法人税等の支払額		72,656	34,002
営業活動によるキャッシュ・フロー		88,214	144,211
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出		4,741	20,664
2 有形固定資産の売却による収入		-	65
3 無形固定資産の取得による支出		1,705	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,446	20,599
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入金の返済による支出		-	74,864
2 社債の償還による支出		-	29,400
3 株式の発行による収入		726,241	38,860
財務活動によるキャッシュ・フロー		726,241	65,404
現金及び現金同等物の増加額		808,009	58,207
現金及び現金同等物の期首残高		204,905	146,697
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1	1,012,914	204,905

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通り であります。</p> <p>建物 8～15年 工具器具備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェアについては、 社内における利用可能期間(5年) に基づく定額法を採用してあり ます。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
2 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理して おります。</p>	<p>新株発行費 同 左</p>
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上してあり ます。</p>	<p>貸倒引当金 同 左</p>
4 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フ ロー計算書)における資 金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書におけ る資金(現金及び現金同等物)は、手 許現金、随時引き出し可能な預金及び 容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なりリスクしか負わな い取得日から3ヵ月以内に償還期限の 到来する短期投資からなっております。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資 金(現金及び現金同等物)は、手許現 金、随時引き出し可能な預金及び容易 に換金可能であり、かつ、価値の変動 について僅少なりリスクしか負わない取 得日から3ヵ月以内に償還期限の到来 する短期投資からなっております。</p>
5 その他中間財務諸表(財 務諸表)作成のための基 本となる重要な事項	<p>消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理 同 左</p>

(会計処理の変更)

当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成17年11月30日)	前事業年度 (平成17年5月31日)

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)								
	<p>1 本社移転費用の内容は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物除却損</td> <td>715千円</td> </tr> <tr> <td>原状回復費用</td> <td>453千円</td> </tr> <tr> <td>移転作業費他</td> <td>1,348千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,517千円</td> </tr> </table>	建物除却損	715千円	原状回復費用	453千円	移転作業費他	1,348千円	計	2,517千円
建物除却損	715千円								
原状回復費用	453千円								
移転作業費他	1,348千円								
計	2,517千円								

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)								
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金残高</td> <td>1,012,914千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物残高</td> <td>1,012,914千円</td> </tr> </table>	現金及び預金残高	1,012,914千円	現金及び現金同等物残高	1,012,914千円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金残高</td> <td>204,905千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物残高</td> <td>204,905千円</td> </tr> </table>	現金及び預金残高	204,905千円	現金及び現金同等物残高	204,905千円
現金及び預金残高	1,012,914千円								
現金及び現金同等物残高	1,012,914千円								
現金及び預金残高	204,905千円								
現金及び現金同等物残高	204,905千円								

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)
当社は関連会社がありませんので、該当はありません。	同 左

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	前事業年度 (自 平成16年6月 1日 至 平成17年5月31日)
1株当たり純資産額	59,462円89銭	13,219円83銭
1株当たり中間(当期)純利益	6,078円79銭	13,666円09銭
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	5,355円82銭	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新株予約権 の残高はありますが、当社株式は非 上場であり、期中平均株価が把握で きませんので記載しておりません。</p> <p>当社は、平成17年1月6日付で株式 1株につき5株の株式分割をして行っ ております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行 われたと仮定した場合の前事業年度 における1株当たり情報について は、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 4,902円88銭</p> <p>1株当たり当期純利益 7,219円88銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新株予約権 の残高はありますが、当社株式は非 上場であり、期中平均株価が把握で きませんので記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間	前事業年度
1株当たり中間(当期)純利益		
中間損益計算書上の中間(当期)純利益 (千円)	95,392	101,849
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	95,392	101,849
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	15,693	7,453
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益		
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,118	-
(うち新株予約権)	(2,118)	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり中間(当期)純利益の算 定に含まれなかった潜在株式の概要	-	新株予約権1種類(新株予約権の 目的となる株式の数2,150株)。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

平成17年12月22日開催の取締役会において下記のとおり株式の分割(無償交付)による新株式の発行を決議いたしました。

(1) 分割の方法

平成18年1月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき4株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式の種類

普通株式

(3) 分割により増加する株式数

52,221株

(4) 株式分割の日

平成18年2月1日

(5) 新株の配当起算日

平成17年12月1日

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりとなります。

項目	当中間会計期間	前事業年度
1株当たり純資産額	14,865円72銭	3,304円96銭
1株当たり中間(当期)純利益	1,519円70銭	3,416円52銭
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	1,338円96銭	-

前事業年度(自 平成16年6月1日 至 平成17年5月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|-------------------------|--|--|
| (1) 有価証券届出書
及びその添付書類 | 有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し） | 平成17年10月7日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券届出書の
訂正届出書 | 上記(1)に係る訂正届出書であります。 | 平成17年10月21日及び
平成17年10月31日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年2月17日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 笹本 憲一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉澤 祥次
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアウンコンサルティング株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アウンコンサルティング株式会社の平成17年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、株式分割による新株式発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。